

令和5年第7回臨時会

津別町議会会議録

令和5年第7回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 5年 11月 20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 5年 11月 27日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 5年 11月 27日 午前 10時 57分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	×			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 山田 英孝 6番 巴 光政
2			会期の決定	自 11月27日 1日間 至 11月27日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	令和4年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	令和4年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	令和4年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
11	承認	6	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	
12	議案	54	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	55	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	56	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	57	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	58	令和5年度津別町一般会計補正予算(第6号)について	
17	〃	59	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
18	〃	60	令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
19	〃	61	令和5年度津別町下水道事業会計補正予算(第1号)について	
20	〃	62	令和5年度津別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	
21	報告	13	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和5年第7回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 山田英孝君 6番 巴光政君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。本年5月31日にお亡くなりになられた、NTT第3代代表取締役社長 児島仁氏のお別れの会が、9月29日、東京帝国ホテルで行われ出席いたしました。児島氏と津別町との関わりは、奥様が本町の出身であったことに由来し、平成10年よりNTTラグビー部の合宿が行われるようになりました。相生に別荘とお墓も建てられ、毎年選手とともに来町し、津別での夏を楽しんでおられました。20年以上にわたり本町の活性化と振興にご尽力をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

また、去る10月3日、旭日単光章、津別町自治功労者 小田島利英様のご逝去されました。故人は、永きにわたり、津別町議会議員を務められ、本町の自治振興に多大

なご貢献をいただきました。

さらに、去る 11 月 10 日には、津別町自治功労者 高田秀幸様をご逝去されました。故人は、永きにわたり、統計調査員として地方自治の基礎となる統計調査にご尽力をいただきました。

お三方の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。10 月 30 日、まちづくりに役立ててほしいと 200 万円のご寄附をいただいたところでもあります。ご本人の希望により氏名の公表は差し控えさせていただきますが、ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、交通死亡事故についてであります。9 月 26 日、国道 240 号釧北峠の津別側で、どちらも町外在住の男性が運転する普通乗用車と大型トラックが正面衝突し、普通乗用車の運転者が死亡する痛ましい事故が発生しました。これより、少し前の 9 月 19 日には、町内で街頭啓発旗の波運動を実施し、交通事故死ゼロ日運動の目標を 1,000 日と定めていたところでしたが、今回の事故により、町内における死亡交通事故ゼロ日運動は、553 日でストップしました。

悲惨な交通事故を再び起こさないためにも、引き続き交通安全に対する啓蒙・啓発運動を展開してまいりますので、町民の皆さまのなお一層のご協力をお願いする次第であります。

次に、エコツーリズム推進に係る講演会についてであります。10 月 5 日、本町のエコツーリズム推進事業のキックオフイベントとして開催し、第 1 部では一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューローの多田稔子会長から、世界遺産に登録された熊野古道における外国人観光客の受け入れ態勢の構築や、魅力の発信方法等が紹介されました。

第 2 部では、「津別町上里地区におけるエコツーリズムの可能性」をテーマにトークセッションが行われ、パネラーからさまざまな意見が出され有意義な議論の場となり、本町が目指す上里地区の国立公園編入へのアピールにもつながったものと考えております。

なお、本講演会は、環境省釧路自然環境事務所の事業の一環としてお力添えをいただいたものであり、ご協力に感謝を申し上げます次第であります。

次に、津別町青少年海外派遣事業についてであります。4年ぶりに津別高校生のニュージーランド派遣事業が再開され、10月9日から20日までの12日間の行程で5名の生徒を派遣しました。生徒たちは、オークランド市内でホームステイをしながら現地の高校に通い、個々人が設定したテーマをもとに多くのことを学び、「失敗から得ることも多くあり、貴重な経験をすることができた」との報告を受けたところであります。

次に、第17回まちづくり懇談会についてであります。今年度は10月12日から20日までの間に8回開催し65名の方が参加されました。意見交換のテーマは、人口減少下における少子化対策とまちづくり基本条例の制定について話し合い、参加者から出された提案・要望事項につきましては、内容を検討し新年度予算に計上したいと考えております。

今回は、日程調整が難しく開催回数が例年より少なくなりましたが、いただいた建設的なご意見につきまして、しっかり受け止めてまいる考えであります。

次に、2023 つべつ産業まつりについてであります。10月22日、さんさん館周辺において4年ぶりに開催されました。

約2,000人の方々が登場され、津別農協による玉ネギとジャガイモの詰め放題、網走漁協によるホタテの販売のほか、餅まきやお楽しみ抽選会等が催され、大きな歓声が津別町の秋の空に響きわたりました。開催にあたりご尽力いただきました実行委員会及びご協賛いただきました関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます次第であります。

次に、南アルプス市市制施行20周年記念式典についてであります。6町村の合併による南アルプス市の誕生から20年を迎え、10月22日、記念式典が桃源文化会館にて開催され、鹿中議長とともに出席いたしました。式典は、山梨県知事をはじめ近隣市町村長、議会議長のほか多くの南アルプス市関係者が出席され、パイプオルガンの荘厳な演奏の中、厳粛のうちにとり行われ、本町と同じく姉妹都市から出席された石川県穴水町とともに両町長と議長が来賓として紹介されました。

今後とも南アルプス市との交流促進はもとより、姉妹都市同士の交流についても行ってまいりたいと考えております。

次に、北海道知事の来町についてであります。10月23日、鈴木知事が株式会社山上木工を訪問され、社長と専務とともに懇談いたしました。

鈴木知事は、本年1月にJINBAを訪問されたときと同様に、「なおみちカフェ」の一環として来町され、山上木工の展示・販売施設「ツクール」と同社工場を視察し、専務から事業展開と自社ブランド製品の説明、2020東京オリンピック・パラリンピックのメダルケース製作への思いなどが熱く話されました。この様子は、北海道のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

次に、第31回東京つべつ会総会の開催についてであります。10月29日、東京都主婦会館プラザエフにおいて、会員ほか関係者39名が出席し4年ぶりに開催されました。津別町からは私のほか鹿中議長、高橋議員、商工会から中島会長、農協から佐野組合長が出席され、広報番組タウンニュースつべつを放映しながら、ふるさとの話題を中心に心温まる盛大な総会となりました。役員及び会員の皆さまには、ふるさと津別の応援団として今後ともご支援とご協力をお願いする次第であります。

次に、南アルプス市「ありがとう・心あったか祭り」についてであります。11月3日、桃源文化会館周辺において4年ぶりに開催され、津別町商工会から2名、役場職員3名の5名により本町の農産物や海産物等の物産販売を行いました。

本年は初めての取り組みとして、南アルプス市のキャラクターや津別町の「まる太くん」の缶バッジが当たるガチャガチャの抽選会が行われ、同行した「まる太くん」とともに津別町を大いにPRしたところです。

物産販売等にご協力をいただきました関係各位に感謝を申し上げますとともに、今後とも南アルプス市とのさまざまな交流を深めてまいる所存であります。

次に、台湾彰化県二水郷への訪問についてであります。用水路を整備した先人たちの功績をしのぶ伝統行事「跑水祭」に二水郷長よりお招きをいただき、11月3日から7日の行程で、私と鹿中議長、山田議員、さらに本町、日台親善協会会員等総勢10名で友好都市二水郷等を訪問してまいりました。お祭り当日は、台湾の通産大臣、彰化県知事とともに来賓として紹介され、二水郷役場と地元住民の皆さまの心のこもった

熱烈な歓迎に感激したところです。

また、台北市では台湾の外交部である台湾日本関係協会を表敬訪問し、両自治体の交流に引き続きお力添えをいただくようお願いをしたところでもあります。

来年度は、中学生の相互交流のほか、二水郷長をはじめ16名が本町への訪問を予定しているとのことから、心から歓迎する旨の意を伝えたところでもあります。

次に、第7回全国木のまちサミットについてであります。11月9日、神奈川県小田原市において開催され出席いたしました。

今回のサミットには、本町で開催された第4回サミットに参加された元林野庁林政部木材利用課長、現在、株式会社モリアゲの代表である長野麻子氏による「木のまちからモリアゲよう！」と題した基調講演が行われ、このほか小田原市の森林をフィールドとして活用したフォレストアドベンチャーの取り組み、狩猟者の登録制度であるハンターバンク、リニューアルしたキャンプサイトの運営状況など現地視察が行われました。

今後とも林業・木材産業の振興を図る全国の自治体との交流を深め、木材利用の促進をともに模索してまいりたいと考えております。

次に、大通地区コミュニティ施設「ウッドリーム」のオープン式典についてであります。11月12日、大通棟の全面供用開始を迎えるにあたり、オープン式典を開催いたしました。

式典では、ご来賓のあいさつを始め、施設の概要やロゴデザインについて設計者から説明され、愛称「ウッドリーム」を考案した齊藤叶夢君からは、愛称に込めた思いが話されました。

その後、ご来賓の方々とともにテープカットを行い、施設の本格稼働を祝うとともに、同日開店したグリーنز・コーヒー・ラウンジからコーヒー等が振る舞われ、寒空のもとで式典を心身ともに暖かく終えることができました。

議員の皆さまには、時節柄ご多忙の中、式典にご臨席いただき、厚く御礼を申し上げます。次第であります。

なお、バスターミナルにつきましては、今月17日の始発便より運行を開始し、津別ハイヤー事務所につきましては翌18日に移転を終え、大通棟ウッドリームの全ての機

能が稼働しました。

今後は、町民の皆さまをはじめ多くの方々の交流、コミュニティの基点となるよう、まちづくり会社とともに運営に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） ただいま行政報告いただいた中で、南アルプスへの訪問の際、姉妹都市、石川県穴水町と同席されたみたいですが、姉妹都市同士の交流についても今後行ってまいりたいと考えておりますという報告がありました。実際に何か具体的にお約束をされたのか、それとも、また今後この交流にメリットを感じて議会等に何かを諮ってくるというお考えなのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今回、姉妹都市はまだ小笠原だとかいろいろあるのですが、姉妹都市として参加されましたのは石川県穴水町、ちょうど能登半島の中央部にあるのですが、それと津別町ということでもあります。交流会の中で、穴水の町長さんから北海道の大ファンでしてというお話もありまして、ぜひ北海道に行ってみたいというお話もありました。私どもも、いわゆる友達の友達は友達という、そういう関係を構築していても、例えば現地へ行って、あるいは向こうからこちらにいられて感じるものもあるのではないかなというふうにも考えまして、とりあえず来年は、そこに直接そのためだけに行くということではなくて、例えば東京つべつ会だとか、あるいは船橋・津別青少年交流協会、そういうときの総会のとくにあわせて、できれば議長とともに足を伸ばして、そして向こうの様子を見て、何かできることは進めてまいりたいなというふうに思っていると。今とりあえず、こういうものを展開していこうというのは具体的にはまだもっておりませんので、ご理解をいただければと

いうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号～認定第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 令和4年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を審議の都合上、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和4年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本件については、去る9月15日、第6回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものであります。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

村田委員長、登壇願います。

○委員長（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

令和4年度の津別町一般会計ほか4特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、令和5年9月15日、第6回津別町議会定例会において本件審査のため、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、

以上6件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものがあります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には佐藤久哉委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を11月13日に招集し、議場におきまして特別委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については、事項別明細書とあわせて同時に審査を行いました。また、各特別会計につきましては、歳入・歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました、認定第1号 令和4年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号 令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、慎重に審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、令和4年度津別町一般会計及び特別会計の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和4年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件については認定することに決定しました。

◎承認第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、承認第6号につきまして内容の説明とお詫びを申し上げたいと思います。

専決の内容につきましては、議案書次のページの専決処分書のとおりであり、専決の理由は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないためであります。

賠償の理由は、令和5年7月26日発生の町有車両の衝突による物損事故の損害賠償でございます。

同日午前9時30分ごろ、津別町字本岐の町道におきまして、道路維持管理業務の委託先である協同組合津別町道路管理センター職員が運転する町有ダンプトラックにて、砂利道路の敷きならし作業中、町道を空中横断していた電柱の支線ワイヤーに接触し、支柱及び支線を損傷させた物損事故となります。

賠償金額は34万1,358円で、賠償の相手方は記載の方でございます。

示談をするにあたりまして、11月10日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

事故は細心の注意をしていれば防げたものと考えており、相手方に損害を与えましたことにつきましては、お詫びを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

委託先につきましては、賠償額等を伝え改めて業務中の車両運転等には十分注意を払うよう伝えたところでございます。

以上、承認第6号の説明をいたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号～議案第55号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13、議案第55号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13、議案第55号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第54号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松木幸次君) ただいま上程となりました、議案第54号及び議案第55号につきまして一括してご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げようとするものであります。

説明資料の1ページをご覧ください。

まず、議会議員の部分ではありますが、改正理由につきましては令和5年人事院勧告に伴う改正のためであります。

改正内容は、期末手当の率について、人事院勧告による職員の手当の引き上げに準じて0.10か月の引き上げとし、令和5年度については12月支給分に一括して0.10か月分を引き上げて支給し、来年度以降については6月、12月支給分の支給率をそれぞれ2.25か月とするものであります。

新旧対照表は第6条第2項で、期末手当の支給率の変更を行い、附則で令和5年12月の期末手当の特例措置を規定するものであります。

説明資料の2ページをご覧ください。

特別職の職員の手当についても同様に、支給率の引き上げと令和5年度は12月支給分に一括して支給する特例措置を規定するものであります。

議案にお戻り願います。

議案第54号及び議案第55号の改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

施行期日については両条例とも公布の日からとするものであります。

以上、議案第54号及び議案第55号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 56 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 56 号についてご説明いたします。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 5 年度人事院勧告に伴う改正のためであります。

改正内容につきましては、1 点目は職員の期末手当及び勤勉手当の率をそれぞれ 0.05 か月分引き上げ、令和 5 年度は 12 月支給分に一括して支給し、来年度以降については 6 月と 12 月支給分の支給率をそれぞれ期末手当は 1.225 か月、勤勉手当は 1.025 か月とするものであります。

2 点目は暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当の率を、それぞれ 0.025 か月分引き上げ、令和 5 年度は 12 月支給分に一括して支給し、来年度以降については 6 月と 12 月支給分の支給率をそれぞれ期末手当は 0.6875 か月、勤勉手当は 0.4875 か月とするものであります。

3 点目は給料表の改正で、平均 1.1%の増で、初任給をはじめ若年層に重点を置き改

正をするものです。

新旧対照表は第 20 条で期末手当の支給率の改定、21 条で勤勉手当の支給率を改正するもので、附則において令和 5 年 12 月支給の特例措置を規定するものであります。

資料の 5 ページ以降、10 ページまでは別表第 1 の給料表の改正をするものであります。

議案のほうにお戻り願いたいと思います。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

最後のページとなりますが、附則として第 1 項で施行期日は公布の日からとし、給料表については、令和 5 年 4 月から適用とするものであります。

第 2 項は給与の内払いを規定するものであります。

以上、議案第 56 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 57 号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 57 号についてご説明いたします。

説明資料の 11 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 5 年度人事院勧告に伴う改正のためであります。

改正内容は、職員の期末手当を準用している読み替え規定の改正です。

新旧対照表は、第 10 条で支給率の改正をするものであります。

議案にお戻り願います。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則で施行期日は公布の日からとするものです。

以上、議案第 57 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 58 号 令和 5 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 58 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議会議員の報酬及び特別職並びに一般職の職員給与費について、ただいま議案第 54 号から議案第 56 号において条例改正いただきました内容の補正となります。

なお、今回の給与改定に伴い、退職手当組合の負担金につきましても関連するところですが、一般職の定年延長に伴う負担金の精算を含め、12 月定例会であわせて補正をお願いすることとしておりますので、ご承知をお願いいたします。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 1,057 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 73 億 7,537 万 6,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書について歳出より説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。

款 1、項 1、目 1 議会費、中段の議員報酬等は、条例改正により議員期末手当で 20 万 3,000 円の増額です。

この項目以外につきましては、条例改正に伴う特別職と一般職の給与費の補正で、各科目において給与費の補正をしているところであります。

また、特別会計及び企業会計への繰出金についても、全て給与費に関する繰出金です。

一般会計全体では給料で 436 万円の増額、職員手当等で 511 万 3,000 円の増額、共済費で 6 万 1,000 円の増額、福祉協会負担金で 5,000 円の増額で、合計では 953 万 9,000

円の増額となります。

特別会計及び企業会計を含めた全会計では、合計 1,064 万 6,000 円の増額となります。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 19 繰越金は 1,057 万 6,000 円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 59 号 令和 5 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 59 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先ほど議決いただきました本年の人事院勧告に伴う職員給与条例の改正に伴い、関連する人件費について国保会計につきましても賞与の補正をさせていただくものです。

補正予算条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 47 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 2,158 万 1,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費で、給与条例の改正に伴う賞与の補正をさせていただくもので、47 万 4,000 円の増額です。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で、人件費増に伴い 47 万 4,000 円の増額となります。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算総額につきましては第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第60号 令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第60号についてご説明をいたします。

補正の理由につきましては、先ほどの議案第56号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定がされましたことにもとづく人件費の補正でございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億7,650万3,000円とするものでございます。

第2項は後ほどご説明をいたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

先にご説明いたしましたとおり、人件費の補正で款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は12万7,000円の増額です。

続いて歳入になります。3ページ、4ページをお開きください。

ただいま説明いたしました歳出にかかるもので、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金を12万7,000円増額いたします。

補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいま説明いたしました補正額を次ページの第1表で整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第61号 令和5年度津別町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第61号について説明させていただきます。

主な補正の内容は、先ほどの給与条例の改正に伴う人件費の補正によるものです。

第2条につきましては、収益的収入及び支出について、収入の下水道事業収益を17万1,000円増額し、4億4,647万9,000円とし、支出の下水道事業費用を17万1,000円増額し、4億3,842万円とするものです。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出ですが、支出の部につきましては款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で 17 万 1,000 円の増額です。

収入の部につきましては、款 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 3 他会計補助金で、一般会計補助金が給与費の増に伴い 17 万 1,000 円の増額です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になりますが、期末の資金残高に変更はありません。

4 ページから 6 ページは貸借対照表ですが、こちらも今回補正による年度末の資産の負債に移動はありません。

条文にお戻りいただきまして、第 3 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を 17 万 1,000 円増額し、508 万 9,000 円とするものです。

第 4 条につきましては他会計からの繰入金及び補助金について、17 万 1,000 円増額し、2 億 3 万 5,000 円とするものであります。

以上、議案第 61 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 62 号 令和 5 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 62 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は先ほどの給与条例の改正に伴う人件費の補正によるものです。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出について収入の水道事業収益を 6 万 2,000 円増額し、1 億 9,504 万 1,000 円とし、支出の水道事業費用を 33 万 5,000 円増額し、2 億 143 万 3,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、支出の部につきましては款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で 33 万 5,000 円の増額です。

収入の部につきましては、款 1 水道事業収益、項 3 営業外収益、項 2 他会計繰入金で、一般会計繰入金が給与費の増に伴い 6 万 2,000 円の増額です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正により最上段に記載しております当年度純利益が、当初予算からマイナス 27 万 3,000 円のマイナス 639 万 2,000 円となることから、最下段の資金期末残高も同額マイナスの 4 億 8,774 万 2,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表ですが、キャッシュ・フロー計算書で説明させていただきましたとおり、4 ページ、2 流動資産（1）の現金預金が 4 億 8,774 万 2,000 円、6 ページの中ほどにあります当年度純損失がマイナス 639 万 2,000 円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第 3 条は議会の議決を経なければ流用することので

きない経費として、職員給与費を 33 万 5,000 円増額し、2,489 万 8,000 円とするものです。

第 4 条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について、職員給与費に充てるものを 6 万 2,000 円増額し、924 万 3,000 円とするものであります。

以上、議案第 62 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 13 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による、専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 5 年第 7 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 41 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員